

○内閣府告示第四十号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十五第七項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第十九条の十五第七項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率を次のように定め、公布の日から適用する。

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

1 租税特別措置法施行規則第十九条の十五第七項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率は、次の各号に掲げる外国通貨の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

一 アメリカ合衆国通貨 ニューヨーク連邦準備銀行が公表する指標で、別表上欄に掲げる外国通貨の区分がアメリカ合衆国通貨である同表下欄に掲げる利率

二 英国通貨 イングランド銀行が公表する指標で、別表上欄に掲げる外国通貨の区分が英国通貨である同表下欄に掲げる利率

三 欧州経済通貨統合参加国通貨 欧州マネーマーケット協会が公表する指標で、別表上欄に掲げる外国

通貨の区分が欧州経済通貨統合参加国通貨である同表下欄に掲げる利率

四 オーストラリア通貨 オーストラリア準備銀行が公表する指標で、別表上欄に掲げる外国通貨の区分がオーストラリア通貨である同表下欄に掲げる利率

2 前項各号に規定する利率を公表する機関に変更が生じた場合には、当該変更後の機関が公表する当該利率は、租税特別措置法施行規則第十九条の十五第七項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率とする。

(別表)

外国通貨の区分	利率
アメリカ合衆国通貨	Secured Overnight Financing Rate
英国通貨	Sterling Overnight Index Average
欧州経済通貨統合参加国通貨	Euro OverNight Index Average
オーストラリア通貨	Interbank Overnight Cash Rate